

欧州統一特許裁判所（UPC）準備委員会議長 Alexander Ramsey 氏 からのメッセージ

2017年6月27日

6月14日にお伝えした通り、UPC協定の暫定適用期間の開始およびUPC協定発効の時期は、UPC協定への批准とUPC協定の暫定適用に関する議定書（PPA）への参加に関する国内手続きの完了時期に左右されます。

さまざまな協定参加国で手続きが進められています。エストニアでは、批准に必要な法律が通過し、正式な批准に向けて最後段階へと進んでいます。また、イギリス政府は、特権と免責に関するプロトコルを実施する規則を議会に提出し、これにより、UPC協定批准への強い意志を示しました。

しかしながら、エストニアとイギリスのこのような現状を考慮しても、UPC協定の暫定適用期間開始の準備が完了するためには、ドイツを含むあと3か国の承認が必要となります。

ドイツでは、6月21日にお伝えした通り、ドイツ連邦憲法裁判所にUPC協定の批准に関する訴えが提起されたため、さらに複雑になってきました。これにより、UPC協定への批准とPPAの手続きが一時中断してしまいました。訴えの状況や内容については、入手できる情報があまり公開されておりませんので、はっきりと分かりません。訴状は、ドイツ政府あるいは議会にも知られておりません。

入手可能な公開情報によると、匿名で UPC 協定の批准に関する法案についての訴状が提出され、裁判所が訴えの利益について判断するまでは批准を延期することを命じた事前/緊急措置に関する要求を提出しています。裁判所は、ドイツ連邦共和国の大統領に非公式に通知したと思われます。ドイツの通例ですと、大統領は、裁判所が事前措置の要求について決断するまでは批准手続を進めないように決定したと思われます。

現状では、暫定適用期間の開始を最終的に決めることは難しい状況です。しかし、ドイツにおける憲法上の訴えに関する状況はいくぶん早く解決するだろうと思います。よって、暫定適用期間は、2017 年秋に開始され、オプトアウト（適用除外）手続きのためのサンライズ期間¹⁾は、2018 年初めに開始し、その後、UPCA 協定が発効され、UPC は運用されると思われます。

より詳細な日程については、状況がより明確になり次第、本ウェブサイトに掲載します。

注 1) サンライズ期間：特許権の所有者が UPC 協定が発効する前に適用除外を選択できるようにするための期間

(翻訳 & 翻訳注：株式会社ワイゼル 翻訳課)